

住宅確保要配慮者居住支援事業業務委託について

1 業務委託件名

あきる野市住宅確保要配慮者居住支援事業業務委託

2 業務委託先

NPO法人インクルージョンセンター東京オレンヂ

3 業務内容

(1) 住まいに関する個別相談対応

⇒ 居住相談窓口における相談対応（週1日、1日4回、1回45分）

(2) 民間賃貸住宅に関する情報の提供

⇒ 協力不動産店への情報照会及び相談者への情報提供

(3) 福祉関係団体等との連携及び調整

(4) 生活状況等の確認及び支援

(5) 関係機関とのネットワーク構築

(6) その他関連業務

⇒ 月次報告書の作成、市との定例会実施、居住支援協議会への出席

居 住 相 談 窓 口 に つ い て

1 居住相談窓口の運用について

(1) 相 談 開 始 日	令和6年8月13日(火) ※事前予約の受付は、令和6年8月1日(木)から開始
(2) 実 施 頻 度	原則、週1日
(3) 実施回数・時間	1回45分を基本とし、1日4回実施 午前：①10:00～10:45 ②11:00～11:45 午後：③13:00～13:45 ④14:00～14:45
(4) 実 施 場 所	市役所会議室等（プライバシーが確保できる個室）
(5) 利 用 方 法	電話による事前予約制 予約の受付は住宅政策課が対応し、予約受付時に「氏名」・「年齢」・ 「希望日時」・「相談者の属性」等の聞き取りを実施
(6) 相 談 の 流 れ	資料2-2のとおり

2 事業開始の周知について

市ホームページ及び広報（8月1日号）で周知

3 居住支援相談窓口の呼称（愛称）について

利用の促進を図るため、居住相談窓口に独自の呼称（愛称）を付けている自治体もあることから、愛称の必要性を検討中

◆独自の呼称を定めている自治体の例

「あんしん住まいる日野」	(日野市)
「住まいぬくもり相談室」	(調布市)
「住宅セーフティネット住まい相談」	(府中市)
「みんなの住まいサポートたちかわ」	(立川市)